

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の概要

令和4年4月 東京国税局

I. 電気通信利用役務の提供に係る課税方式

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、当該役務の提供を行った者が国外事業者である場合、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「消費者向け電気通信利用役務の提供」のいずれに該当するかによって、課税方式は以下のとおりとなります。

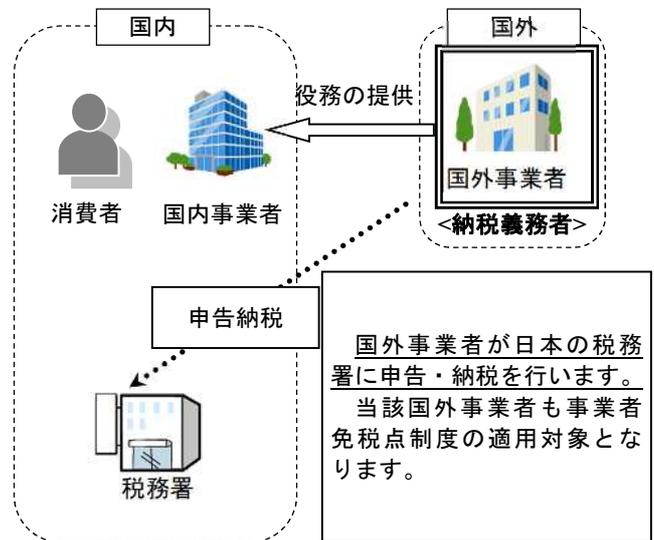
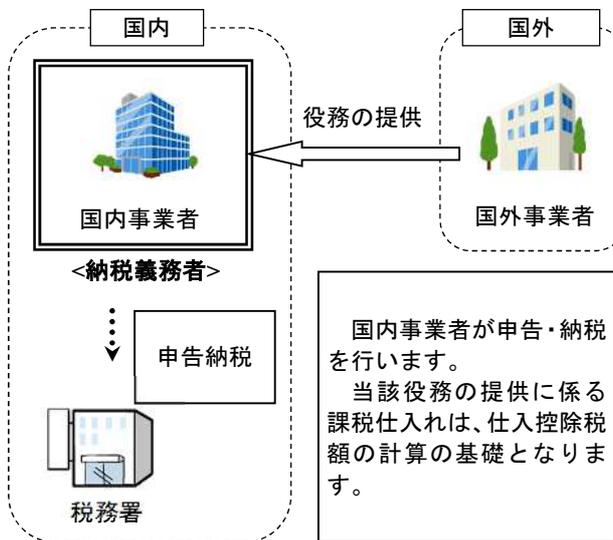
事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式 (リバースチャージ方式)

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：広告の配信）

* 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件などから、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの

消費者向け電気通信利用役務の提供 (国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについて、国外事業者に申告納税義務を課す方式（対象取引例：電子書籍・音楽の配信）



ポイント

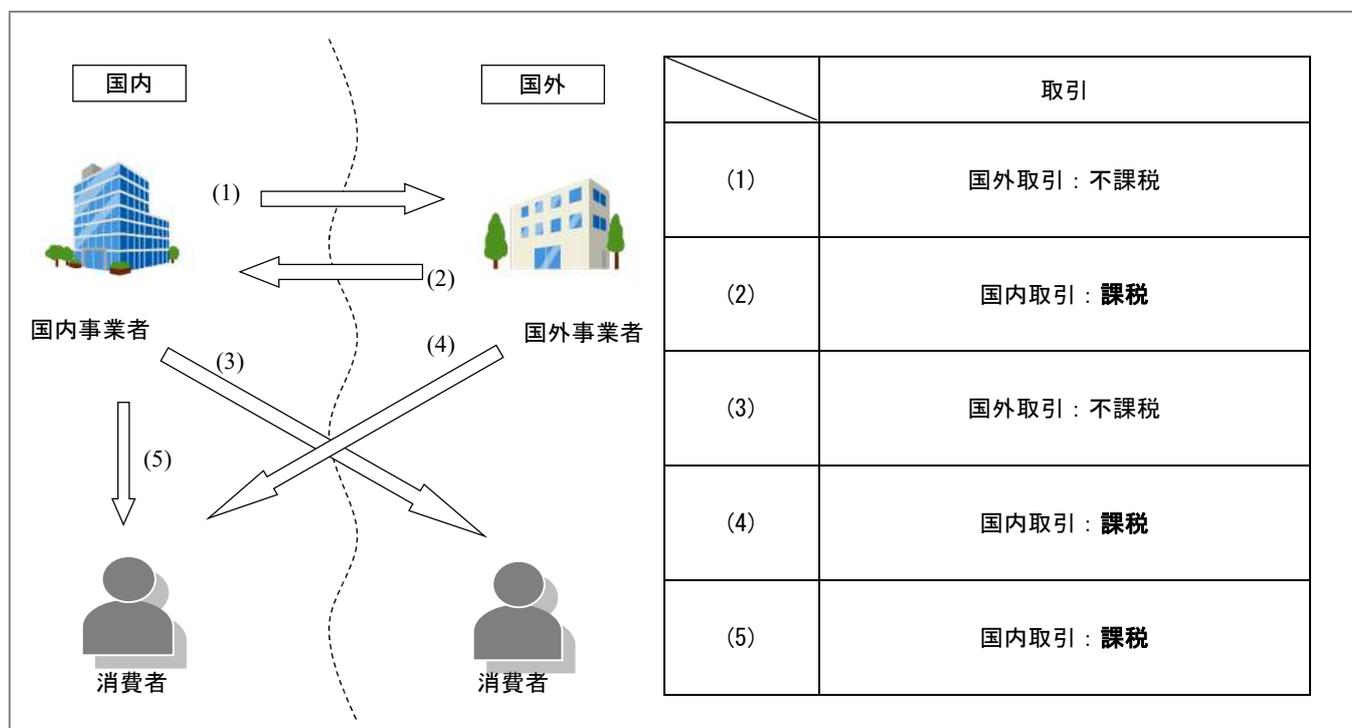
「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、当該役務の提供に際して役務の提供を受けた国内事業者から消費税の申告・納税義務が課される（リバースチャージ方式による申告対象の取引）旨をあらかじめ表示しなければなりません。

「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を行う国外事業者が申告・納税を行う必要があります。

II. 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準

電気通信利用役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等（個人の場合には住所又は居所、法人の場合には本店又は主たる事務所の所在地をいいます。）」になります。

電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供を行う者及び当該役務の提供を受ける者に応じた課税関係は、次のとおりになります。



ポイント

- ・ 当該役務の提供を受けた者の住所等が国内にあるかどうかにより内外判定を行います。
- ・ 住所等が国内にあるかどうかの判定は、客観的かつ合理的な基準に基づき行うこととなります。
例えば、インターネットを通じて電子書籍、音楽、ゲーム等をダウンロードさせるサービスなどにおいては、顧客がインターネットを通じて申し出た住所地と顧客が決済で利用するクレジットカードの発行国情報とを照合して確認する等、各取引の性質等に応じて合理的かつ客観的に判定できる方法により行うこととなります。

III. 「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行う事業者の申告等について

国外事業者が行う「消費者向け電気通信利用役務の提供」は、当該役務の提供を行う国外事業者が申告・納税を行うこととなります。

<参考>

事業者免税点制度について

原則として、その課税期間の基準期間における課税売上が 1,000 万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。

この場合の課税売上高は、例えば、電気通信利用役務の提供のみを行っている国外事業者の場合、国内に対して行った「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る売上高で判定します。

「事業者向け電気通信利用役務の提供」に係る売上高は含みません。

IV. 納税管理人の届出について

国内に住所又は居所がない個人事業者、及び、国内に本店又は事務所等がない法人については、申告書・届出書の提出や税金の納付等、国税に関する事項を行っていただくために納税管理人を選任する必要があります。

<参考>

特定納税管理人制度の概要

令和3年度税制改正により、従来の「納税管理人」制度に加えて、新たに「特定納税管理人」制度が創設され、納税者から自発的に納税管理人の届出がない場合において、税務当局が納税者に対して納税管理人の指定及び届出を要請しても届出がないなど、一定の要件を満たすときには、納税地を所轄する税務署長等が国内に住所又は居所を有する一定の者（国内便宜者）を納税管理人（「特定納税管理人」と言います。）に指定することが可能とされました。

なお、この特定納税管理人に係る規定は、令和4年1月1日から施行されます。